

国有林ガバナンスにおける主体形成論について

○大地俊介（東大院農）

1. 趣旨

抜本的改革以降、国有林行政ではガバナンスにむけた制度転換（例：国有林モニター会議）とその実践のための拠点形成（例：赤谷プロジェクト）が着実にすすめられている。だが、一方で地元農山村の国有林ガバナンスにおける位置づけは、「国民」のなかにまとめて回収されていて必ずしも明確にされていない。地元農山村が歴史的に占めてきた国有林行政のなかでの地位と、現在直面している状況とをふまえて、地元農山村からの国有林ガバナンスを同時に構想していくべきだろう。ここでは、それを「国有林ガバナンスの主体形成論」とし、考えられる論点を呈示していきたい。

2. 歴史的な観点

地元農山村からの国有林ガバナンスを考える上で最も重視すべきは、国有林との歴史的な社会関係である。国有林野法のなかで国有財産の使用収益に関する地元縁故が特別に認められているように、国有林行政と地元農山村とは密接な関係を持ち、そして林産物供給や雇用などを通じて独特な権力関係を形成してきた。国有林ガバナンスはこうした歴史的な権力関係と批判的に接続した上で構想されなければ、本質的な部分を看過することになるのではないか。安易に「国民」のなかに位置づけるだけでは、地元農山村にたいする行政責任の空洞化という事態をまねくことが危惧される。

3. 地元農山村の現状

また、ガバナンスが機能するか否かは民間からの積極的かつ主体的な行政参加の有無に大きく依存するが、現在の地元農山村は、依然として「地元の国有林離れ」が続いている上に、過疎高齢と市町村合併による住民自治の周辺化の渦中において集落自治機能が疲弊した状態である。これでは地元農山村の国有林ガバナンスへの主体的な参加は望めない。

4. 主体形成論にむけての課題

したがって、このような現状をふまえれば、国有林ガバナンスの実践にさいしては、まず地元農山村をいかに主体化するかが大きな課題となるだろう。同時にそれは過去の権力関係のような「動員」の論理であってはならない。となれば、地元農山村の国有林ガバナンスの第一歩は、集落自治機能の回復をうながすことによる地元農山村の主体形成であると筆者は考える。共用林野などの地元施設や近年の「遊々の森」などでの取り組みは、自主的な森林空間利用という意味でその契機となりうる。後者の取り組みは国有林失政の隠れ蓑であるとして批判の対象とされがちであるが、むしろ積極的に評価していくべきである。国有林行政が新自由主義的な行革の標的とされている今こそ、骨太な国有林研究がもとめられている。

大地俊介（earth@fr.a.u-tokyo.ac.jp）